

#### 第 4 章 課程修了の認定

第 6 条 本大学において、正規の授業を受け、所定の科目を履修した者に対しては毎学年度末に学科試験を行うものとする。ただし、各研究科委員会において平常成績をもって試験にかえることを認められた科目については、この限りでない。

第 7 条 試験の方法は、各研究科委員会が定める。

第 8 条 授業科目の試験の成績は、AA・A・B・C・Dで表し、AA・A・B・Cを合格として単位を与え、Dを不合格とする。

第 8 条の 2 本大学院は、教育上有益と認めるときは、本大学院が協定する他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得した単位として認定することができる。

2 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得した単位として認定することができる。

第 8 条の 3 本大学院は、教育上有益と認めるときは、他の研究科または他の専攻の授業科目を10単位を超えない範囲で履修をすることができる。

第 9 条 修士の学位論文は、広い視野に立った精深な学識を示し、かつ、専攻分野における研究能力、又は高度の専門性を要する職業に必要な能力を示すと判定されるものをもって合格とする。

2 博士の学位論文は、専攻分野において新知見を提示し、かつ、研究者としての自立した研究活動、又はその他の著しく高度な専門的業務に従事しうる能力及びその基礎となる豊かな学識を示すと判定されるものをもって合格とする。

第 10 条 学位論文は審査と試問の 2 段階に分けて総合的に判定する。

第 11 条 博士課程前期課程（修士課程）

学位論文の審査は、本大学院の演習担当資格を有する研究科教員を主査とし、副査は、2名以上の関連科目の担当教員を加えて行う。

2 博士後期課程（博士課程）

学位論文の審査は、本大学院の研究指導担当資格を有する研究科教員を主査とし、副査は、2名以上の関連科目の担当教員を加えて行う。

3 試問は第 1 項第 2 項の審査員がそれぞれ共同して行う。審査員は当該研究科委員会が定める。